

土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○	土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）（抄）	1
○	特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）（抄）	4
○	地方自治法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三十号）（抄）	5

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定有害物質）</p> <p>第一条 土壤汚染対策法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>一 〇九（略）</p> <p>十 一・二―ジクロロエチレン</p> <p>十一 〇二六（略）</p> <p>（土壤汚染状況調査の対象となる土地の基準）</p> <p>第三条 法第五条第一項の政令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 法第七条第四項に規定する技術的基準に適合する汚染の除去等の措置（法第六条第一項に規定する汚染の除去等の措置をいう。以下同じ。）が講じられていること。</p> <p>ロ（略）</p> <p>（要措置区域の指定に係る基準）</p>	<p>（特定有害物質）</p> <p>第一条 土壤汚染対策法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>一 〇九（略）</p> <p>十 シス―一・二―ジクロロエチレン</p> <p>十一 〇二六（略）</p> <p>（土壤汚染状況調査の対象となる土地の基準）</p> <p>第三条 法第五条第一項の政令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 法第七条第六項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置（法第六条第一項に規定する汚染の除去等の措置をいう。以下同じ。）が講じられていること。</p> <p>ロ（略）</p> <p>（要措置区域の指定に係る基準）</p>

第五条 法第六条第一項第二号の政令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 (略)

二 法第七条第四項に規定する技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられていないこと。

第六条 (略)

(国等が行う汚染土壌の処理に関する技術的読替え)

第七条 法第二十七条の五の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十二条第九項並びに第二十三条第三項及び第四項	届け出なければ	通知しなければ
第二十四条	を命ずる	について協議を求め
第二十五条	の停止を命ずる	を停止することについて協議を求める
第二十七条第二項	を命ずる	について協議を求める

(助成金の交付)

第八条 法第四十五条第一号の助成金の交付は、法第七条第一項の規定により汚染除去等計画を作成し、これを地方公共団体の長に提出すべきことを指示された者(当該指示に係る土壌汚染を生じさせる行為をした者を除く。)であつて、環境大臣が定める負担能力に関する基準に適合するものに対して当該指示に係る汚染の

第五条 法第六条第一項第二号の政令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 (略)

二 法第七条第六項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられていないこと。

第六条 (略)

(新設)

(助成金の交付)

第七条 法第四十五条第一号の助成金の交付は、法第七条第一項の規定により汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示された者(当該土壌汚染を生じさせる行為をした者を除く。)であつて、環境大臣が定める負担能力に関する基準に適合するものに対して当該汚染の除去等の措置の円滑な推進のための助成を行う地方公共

<p>第九條・第十條 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>除去等の措置の円滑な推進のための助成を行う地方公共団体（当該地方公共団体の長が当該汚染除去等計画を作成し、これを当該地方公共団体の長に提出すべきことを指示した場合に限る。）に対し、行うものとする。</p>
<p>第八條・第九條 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>団体（当該地方公共団体の長が当該汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示した場合に限る。）に対し、行うものとする。</p>

○ 特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（河川管理者が整備する雨水貯留浸透施設等について適用する法令の規定）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 雨水貯留浸透施設の敷地である土地の区域を河川区域とみなして適用する法第六条第二項の政令で定める法令の規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 七（略）</p> <p>八 土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）第九條第十号</p> <p>3（略）</p>	<p>（河川管理者が整備する雨水貯留浸透施設等について適用する法令の規定）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 雨水貯留浸透施設の敷地である土地の区域を河川区域とみなして適用する法第六条第二項の政令で定める法令の規定は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 七（略）</p> <p>八 土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）第八條第十号</p> <p>3（略）</p>

○ 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （土壌汚染対策法施行令の一部改正に伴う経過措置） 第十五条 施行時特例市に対する土壌汚染対策法施行令第十條の規定の適用については、同条中「及び同法」とあるのは「、同法」と、「中核市」とあるのは「中核市の長及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。</p>	<p>附 則 （土壌汚染対策法施行令の一部改正に伴う経過措置） 第十五条 施行時特例市に対する第三十六條の規定による改正後の土壌汚染対策法施行令第九條の規定の適用については、同条中「及び同法」とあるのは「、同法」と、「中核市」とあるのは「中核市の長及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。</p>